

⑧地域支援事業関係

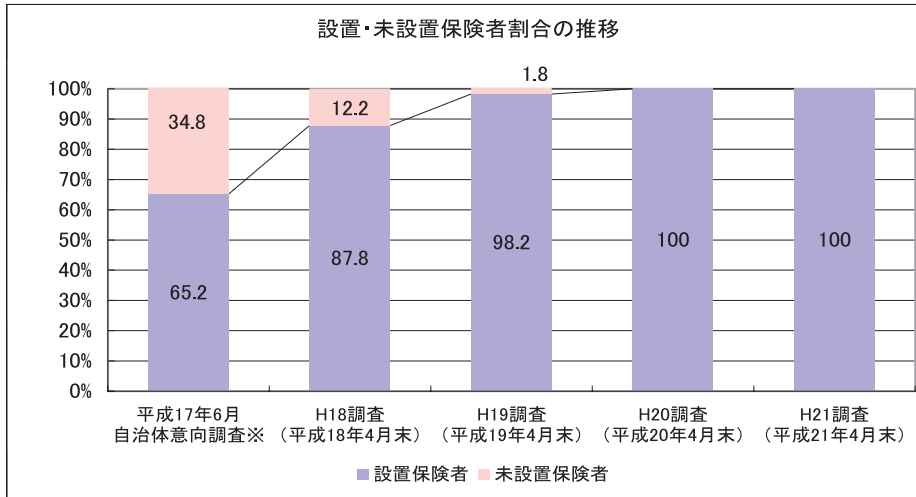
介護予防に関する事業の概要及び財源構成

		概要	財源構成												
地域支援事業	介護予防事業	<ul style="list-style-type: none"> ○ 介護予防事業は介護保険法の規定により、各市町村に実施が義務付けられている。 ○ 市町村は、平成21年3月までに策定された第4期介護保険事業計画（平成21～23年度）において、各年度における介護予防事業の内容、量及びそれに要する費用額の見込み等を定め、介護保険料を設定し、事業を実施している。 ・介護予防特定高齢者施策 ・介護予防一般高齢者施策 （注）介護予防事業は介護給付見込額の2%以内としている。 	<table border="1"> <tr><th>財源</th><th>割合</th></tr> <tr><td>1号保険料</td><td>20%</td></tr> <tr><td>2号保険料</td><td>30%</td></tr> <tr><td>国</td><td>25%</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>12.5%</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>12.5%</td></tr> </table>	財源	割合	1号保険料	20%	2号保険料	30%	国	25%	都道府県	12.5%	市町村	12.5%
	財源	割合													
	1号保険料	20%													
2号保険料	30%														
国	25%														
都道府県	12.5%														
市町村	12.5%														
包括的支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護予防ケアマネジメント事業 ②総合相談支援業務 ③権利擁護業務 ④包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 	<table border="1"> <tr><th>財源</th><th>割合</th></tr> <tr><td>1号保険料</td><td>20%</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>20%</td></tr> <tr><td>国</td><td>40%</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>20%</td></tr> </table>	財源	割合	1号保険料	20%	市町村	20%	国	40%	都道府県	20%			
財源	割合														
1号保険料	20%														
市町村	20%														
国	40%														
都道府県	20%														
任意事業	<ul style="list-style-type: none"> ①介護給付等費用適正化事業 ②家族介護支援事業 ③その他介護保健事業の運営の安定化及び被保険者の地域における自立した日常生活の支援のため必要な事業 	<table border="1"> <tr><th>財源</th><th>割合</th></tr> <tr><td>1号保険料</td><td>20%</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>20%</td></tr> <tr><td>国</td><td>40%</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>20%</td></tr> </table>	財源	割合	1号保険料	20%	市町村	20%	国	40%	都道府県	20%			
財源	割合														
1号保険料	20%														
市町村	20%														
国	40%														
都道府県	20%														
	予防給付	要支援者に対する介護サービスの提供 <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防訪問介護 ・介護予防通所介護 ・介護予防通所リハビリテーション ・介護予防短期入所生活介護 等 	<table border="1"> <tr><th>財源</th><th>割合</th></tr> <tr><td>1号保険料</td><td>20%</td></tr> <tr><td>2号保険料</td><td>30%</td></tr> <tr><td>国</td><td>25%</td></tr> <tr><td>都道府県</td><td>12.5%</td></tr> <tr><td>市町村</td><td>12.5%</td></tr> </table>	財源	割合	1号保険料	20%	2号保険料	30%	国	25%	都道府県	12.5%	市町村	12.5%
財源	割合														
1号保険料	20%														
2号保険料	30%														
国	25%														
都道府県	12.5%														
市町村	12.5%														

【出典】介護保険関係法令・関係通知に基づき作成。

1. 地域包括支援センター設置数

	H21調査 (平成21年4月末)	H20調査 (平成20年4月末)	H19調査 (平成19年4月末)	H18調査 (平成18年4月末)
センター設置数	4,041箇所	3,976箇所	3,831箇所	3,436箇所
設置保険者数	1,652保険者 (100.0%)	1,657保険者 (100.0%)	1,640保険者 (98.2%)	1,483保険者 (87.8%)
未設置保険者数	0保険者	0保険者	30保険者	207保険者



【出典】「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」(平成21年株式会社三菱総合研究所)

2. 包括的支援業務の実施状況等

(1) 介護予防事業の受託の有無(予定含む)

	有り		無し	
	箇所	割合	箇所	割合
介護予防事業(普及啓発事業等)の受託	2,548	63.1%	1,493	36.9%

(2) 任意事業の受託の有無(予定含む)

	有り		無し	
	箇所	割合	箇所	割合
任意事業の受託	1,637	40.5%	2,404	59.5%

(3) 運営協議会の開催回数分布

	H21調査 (平成21年4月末)	H20調査 (平成20年4月末)	H19調査 (平成19年4月末)	H18調査 (平成18年4月末)
1回	505	366	299	565
2回	687	660	698	554
3回	255	301	381	240
4回	117	180	188	115
5回	20	58	31	28
6回以上	23	80	42	27

※運営協議会数については、準備委員会や調査時(平成21年4月末日時点)において今年度の開催予定が未確定であった運営協議会も含む。

【出典】「地域包括支援センターにおける業務実態に関する調査研究事業」(平成21年株式会社三菱総合研究所)

⑨2025年の地域包括ケアシステムの姿

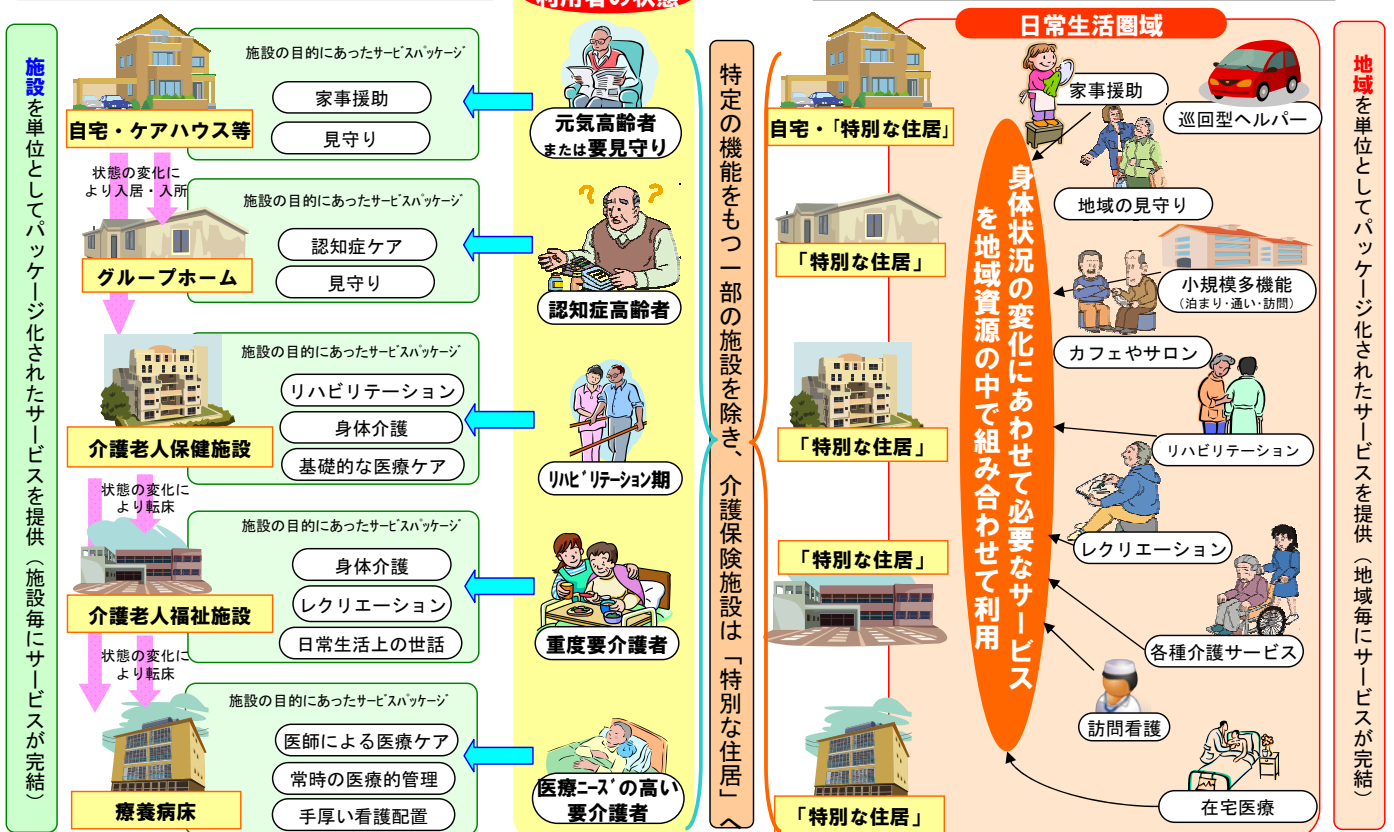
現在 人がケアに合わせるしくみ

地域包括ケアシステムのイメージ①

2025年 ケアを人に合わせるしくみ

各種施設では、特定の心身の状態にあったサービスをパッケージ化して提供しているが、利用者は状態の変化に合わせて施設を転々しなければならない。

地域包括ケアが実現すると、心身の状態が変化しても、住む場所を変えることなく、地域内のサービスを組み合わせることで住み慣れた在宅生活を継続できる。



【出典】三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

地域包括ケアシステムのイメージ②

地域の面的な介護基盤

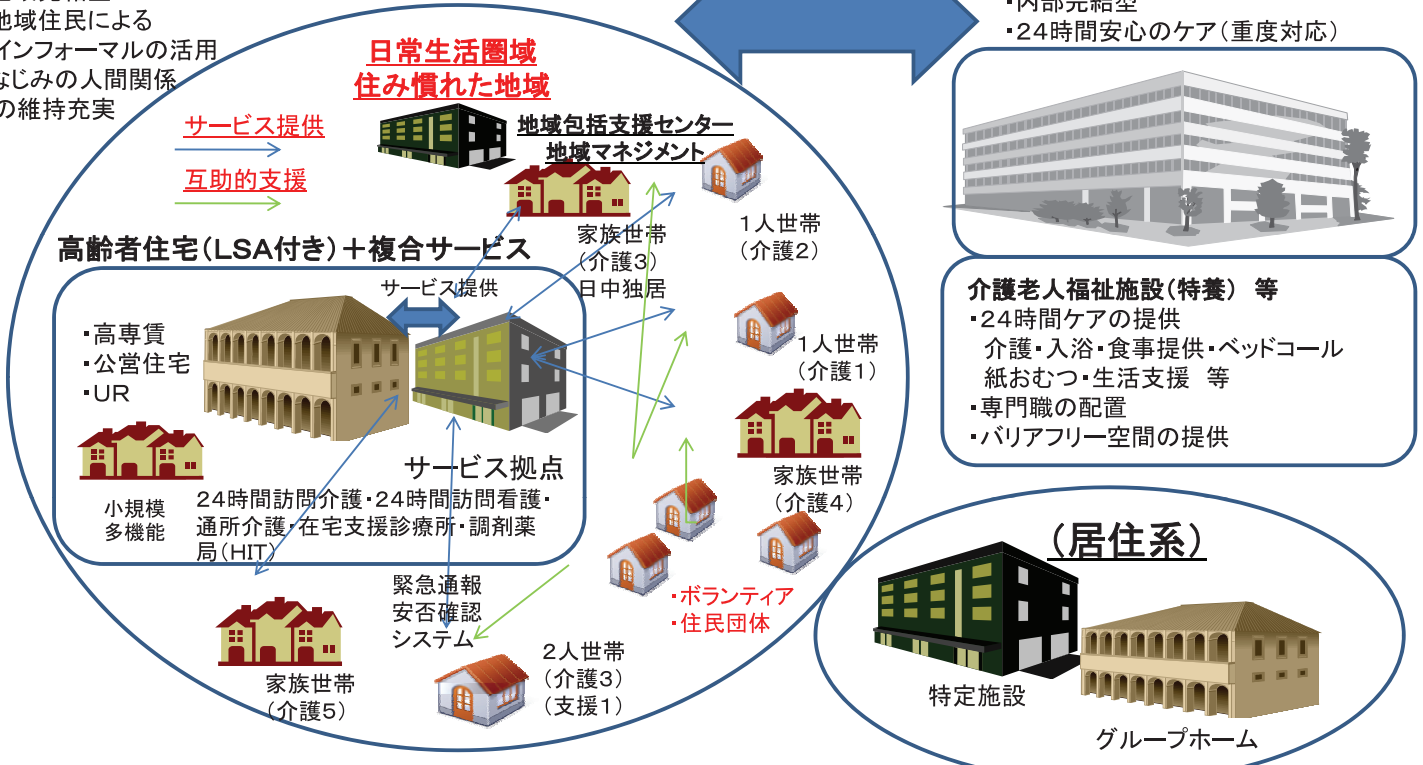
整備バランス

施設介護

- ・住まいとケアの分離
- ・地域完結型
- ・地域住民によるインフォーマルの活用
- ・なじみの人間関係の維持充実

居宅介護の限界点を高める

- ・住まいとケアがパッケージ
- ・内部完結型
- ・24時間安心のケア(重度対応)



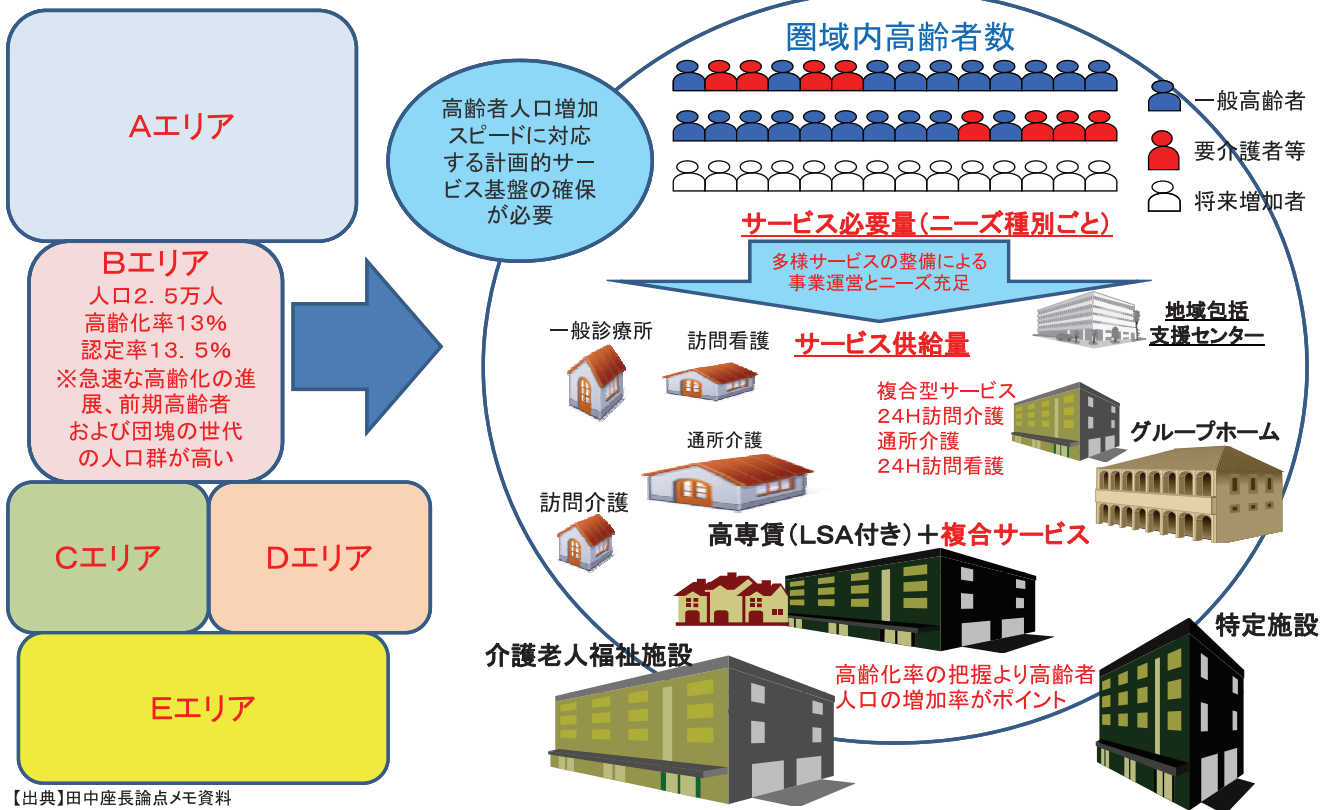
※施設において提供される各種生活支援サービスは地域においても不可欠、食事(配食等)・安否確認 ITシステム・地域送迎・見守りネット・家賃助成等を地域支援事業に位置づけ実施。

【出典】田中座長論点メモ資料

日常生活圏域サービス基盤のイメージ(都市部の例)

- ・〇〇市 人口10万 高齢化率16.5% 認定率14%
- ・面積(中型) 人口密度(中)

Bエリア 日常生活圏域基盤の例

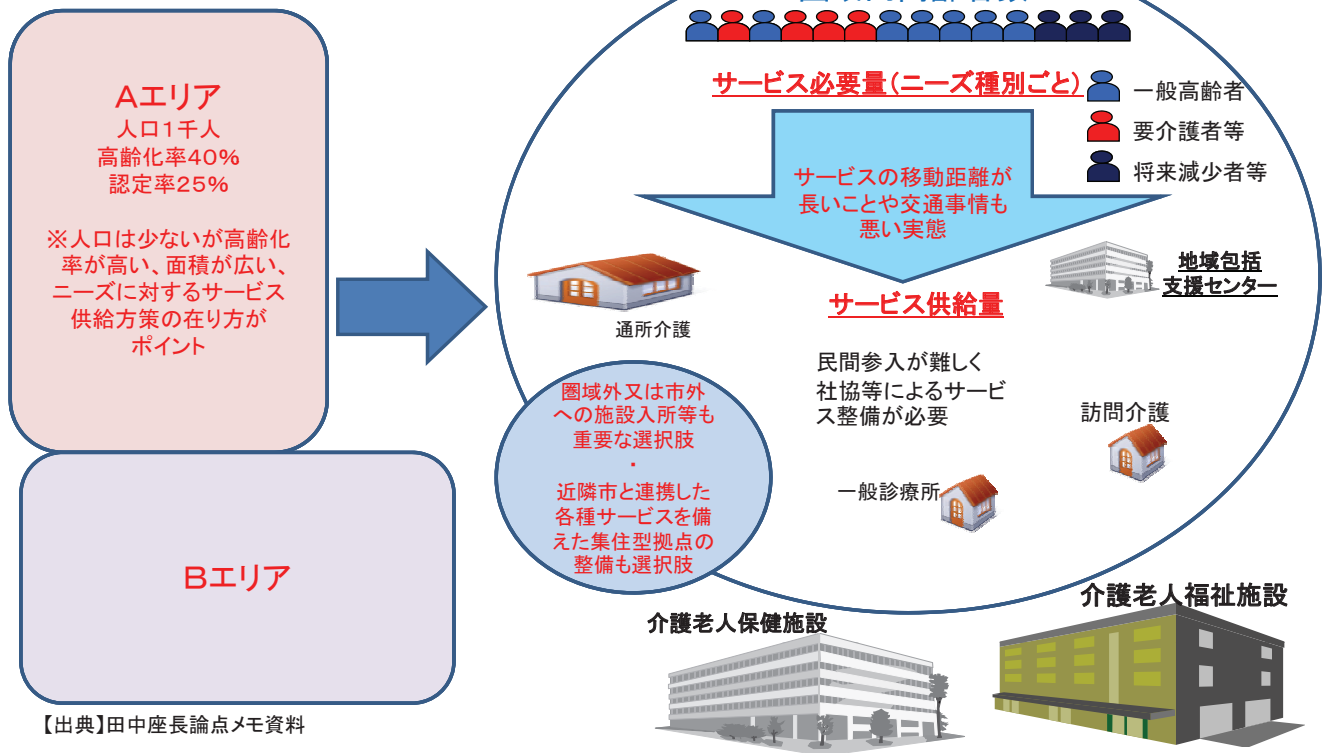


【出典】田中座長論点メモ資料

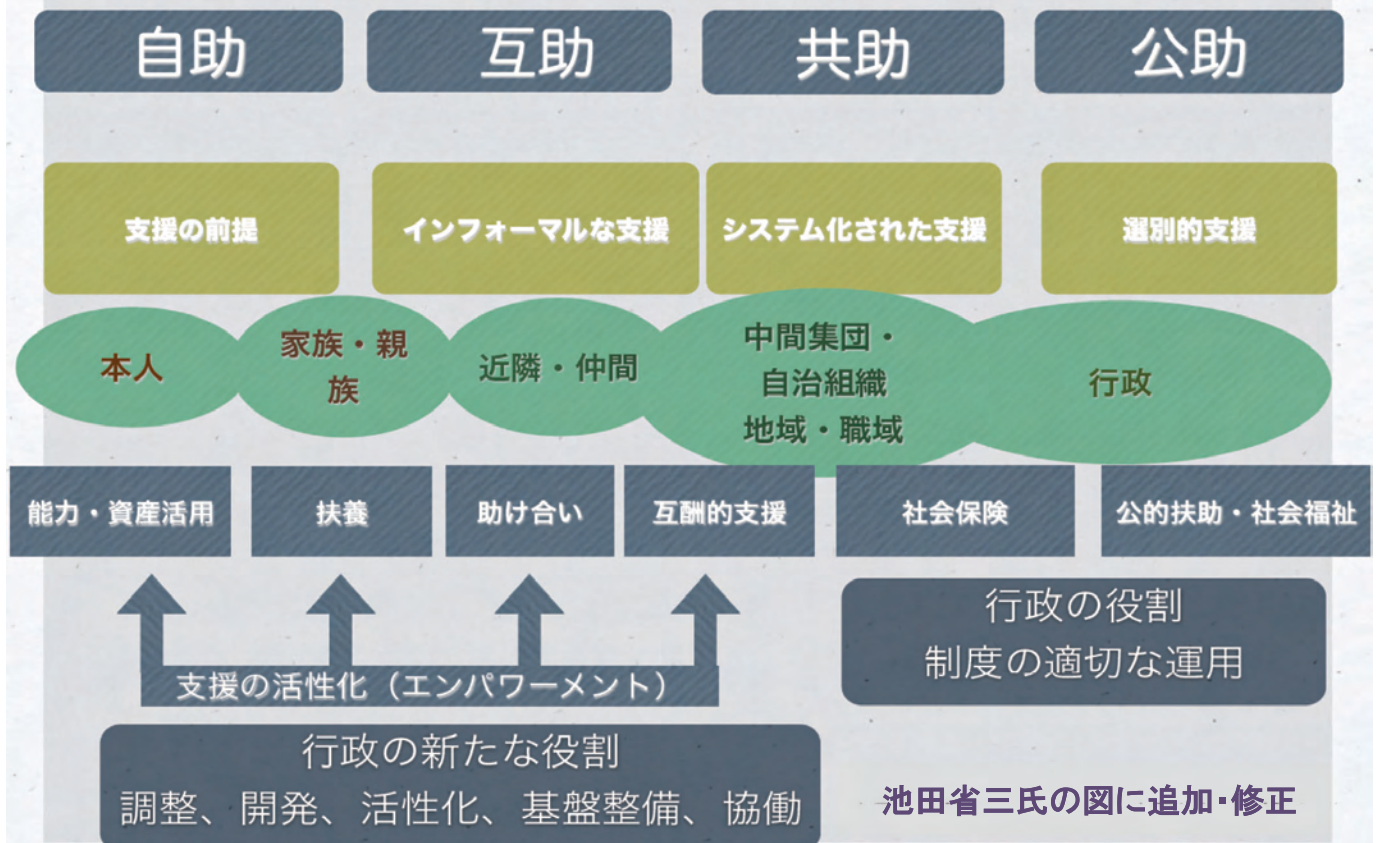
日常生活圏域サービス基盤のイメージ(過疎部の例)

- ・〇〇市 人口3千人 高齢化率45% 認定率28%
- ・面積(大型) 人口密度(低)

Aエリア 日常生活圏域基盤の例



自助・互助・共助・公助の関係



資料:平成20年度地域包括ケア研究会 高橋委員提出資料より抜粋